

被災者支援制度のご案内

(令和 7 年台風 15 号)



(令和 7 年 9 月 19 日現在 第 03 版)

本資料の情報は令和 7 年 9 月 18 日時点の情報に基づくものです。
今回の災害に関する最新の支援情報は市公式ＨＰよりご確認ください。

右は「令和 7 年台風第 15 号被災者支援制度のご案内冊子」へのリンク➡



※各種制度の内容については、一覧表に記載されている
それぞれの担当課にお問い合わせください。

この度の令和7年台風15号で被害を受けた方々におかれましては、
心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された静岡市民の方々の生活復旧支援のための情
報をまとめたものになります。

一日でも早い生活再建のための一助としていただければ幸いです。

※制度によっては、被害の状況や世帯収入の状況などの
要件があります。

※各種制度の内容については、一覧表に記載されている
それぞれの担当課にお問い合わせください。

◆市民局生活安全安心課

目次

1	り災証明.....	3
1-1	り災証明書交付申請について.....	3
2	住まい・暮らし.....	4
2-1	災害見舞金の支給について.....	4
2-2	災害弔慰金の支給について.....	5
2-3	被災者自立生活再建支援補助金の支給について.....	5
2-4	災害障害見舞金の支給について.....	6
2-5	災害援護資金の貸付について.....	6
2-6	被災届出証明書について.....	7
2-7	住宅の修理や一時的な住まい など.....	7
	【終了しました】①住宅の緊急修理.....	7
	②住宅の応急修理.....	8
	③災害復興住宅融資.....	8
	④公営住宅の一時使用.....	9
2-8	住居内の土石等の除去について.....	9
2-9	災害ごみの処分.....	10
2-10	生活必需品の給与又は貸与.....	11
3	税金・保険料.....	12
3-1	国民年金保険料の減免.....	12

3-2. 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免.....	12
3-3. 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免.....	13
3-4. 介護保険料の減免.....	13
3-5. 市県民税の減免.....	14
3-6. 納税の相談.....	14
3-7. 固定資産税（土地・家屋・償却資産）の減免.....	15
3-8. 市県民税の雑損控除.....	15
4 子ども・教育	16
4-1. 学用品の給与.....	16
5 各種相談窓口	17
5-1. 災害ボランティア相談窓口.....	17
5-2. 各種相談窓口.....	17
①市民相談.....	17
②消費生活相談.....	17
③弁護士による無料電話相談.....	17
④司法書士による無料相談.....	18
⑤行政相談.....	18
⑥り災証明書の交付申請支援.....	18

災害に便乗した悪質商法にご注意ください

台風などの災害が発生した際は、それに便乗した悪質商法（悪質な点検商法やレッカーサービス、義援金・寄付金詐欺など）が発生します。

消費者トラブルでお困りの際は消費生活センター（5-2. 各種相談窓口②）へご相談ください。

詳しくはこちら（市 HP「災害に便乗した悪質商法にご注意ください！」）



1 り災証明

1-1. り災証明書交付申請について

項目	内容	問合せ先
☐ り災証明書の発行	り災証明書とは、被災した住家（お住まい）等の被害の程度を、市が調査し証明するもので、各種公的な被災者支援策等を受ける場合に必要となります。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書交付申請書 ・本人確認書類（運転免許証等の顔写真のあるもの） ・自己判定方式を希望する場合は被害状況の分かる写真（建物の全景（周囲4面）、表札、被害箇所） ・被災家屋に住民登録がない場合は、居住していることが分かる書類（公共料金の写しなど） ・委任状（被災した世帯以外の方が申請する場合） ※申請方法等詳細については、市ホームページまたは問合せ先へご確認ください。	【葵区・駿河区】 静岡庁舎新館2階 市民税課企画指導係 054-221-1558
		【清水区】 清水庁舎2階 清水市税事務所市民税係 054-354-2072～2075

2 住まい・暮らし

2-1. 災害見舞金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 災害見舞金の支給	静岡市災害見舞金の受付を行い、支給します。窓口へ直接、または郵送でお手続きください。 【手続きに必要なもの】 <u>〔全壊・半壊・床上浸水〕</u>	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
	●<u>窓口の場合</u>【現金交付】 ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・来庁される方の本人確認書類 ・り災証明書(写し可) ●<u>郵送の場合</u>【世帯主の口座へ振込】 ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・り災証明書(写し可) ・災害見舞金交付申出書【郵送用】 ・口座が確認できるもの(通帳の写し等)	【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
	<u>便槽浸水</u>【世帯主の口座へ振込】 ・便槽浸水による災害見舞金交付申出書 ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・臨時くみ取りが明記された領収書(写し) ・口座が確認できるもの(通帳の写し等)	【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-2. 災害弔慰金の支給について

項目		内容	問合せ先
□	災害弔慰金の支給	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害弔慰金を支給します。	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
			【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
			【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-3. 被災者自立生活再建支援補助金の支給について

項目		内容	問合せ先
□	被災者自立生活再建支援補助金の支給	災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者自立生活再建支援補助金の申請を受け付けます。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(原本) ・住民票 ・預金通帳の写し など ※加算支援金は、基礎支援金受給世帯が対象です(中規模半壊除く)。	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
			【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
			【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-4. 災害障害見舞金の支給について

項目		内容	問合せ先
□	災害障害見舞金の支給	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 【手続きに必要なもの】 ・医師の診断書 など	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
			【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
			【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-5. 災害援護資金の貸付について

項目		内容	問合せ先
□	災害援護資金の貸付 ■申込期限のお知らせ■ 令和8年1月5日	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 ※所得制限があります。 【手続きに必要なもの】 ・災害援護資金借入申込書 ・り災証明書(原本) など	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
			【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
			【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-6. 被災届出証明書について

項目	内容	問合せ先
□ 被災届出証明書	被災届出証明書の発行を行います。 自然災害により動産(構築物、車両、家財等)に被害を受けたことについて届け出た旨の証明をするものです。	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
	※この証明書は、被災の状況を市に届け出た事実を証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。 ※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。	【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
	【手続きに必要なもの】 ・被災届出証明願 ・被害状況が分かる写真(印刷された写真を提出(返却なし)) ・届出者の本人確認書類	【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024

2-7. 住宅の修理や一時的な住まい など

項目	内容	問合せ先
□ ①住宅の緊急修理 ※終了しました	降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等の展張をしたり、損傷を受けた窓ガラスへのベニア板による簡易補修等をしたりする場合、その施工費用について、市が直接修理業者へ支払う制度です。 ◆対象者要件 災害により準半壊以上相当の被害を受けた方 ◆支援内容 業者に資材調達から工事まで依頼した場合:53,900 円以内 ※被害状況が分かる写真を必ずご用意ください。	○問合せ・申込み先 【静岡庁舎】 建築安全推進課 (静岡庁舎新館5階) 054-221-1371

□	②住宅の応急修理	日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活ができるよう支援する制度です。この制度は、対象となる応急修理工事に係る費用について市が直接修理業者に支払うものです。工事代金が精算後の場合は、制度の利用ができません。 ※修理工事は、原則、現状復旧が対象です。詳しくは建築安全推進課までお問い合わせください。 ◆対象者要件 ・り災証明で準半壊以上の被害認定を受けた方 ・自らの資力では修理ができない方 ◆支援内容 ・準 半 壊:35 万 8 千円以内 ・半壊以上:73 万 9 千円以内 ※被害状況が分かる写真をご用意ください。	○問合せ・申込み先 【静岡庁舎】 建築安全推進課 (静岡庁舎新館5階) 054-221-1371
□	③災害復興住宅融資	(1)災害復興住宅融資 (2)高齢者向け返済特例 ※融資の相談を受け付けます。建築安全推進課までお問い合わせください。 ※災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている方が対象です。	○相談申込み先 建築安全推進課 (静岡庁舎新館5階) 054-221-1371 ○相談後の手続き先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター (災害専用ダイヤル) 0120-086-353(通話無料)

□	④公営住宅の一時使用	浸水等により自宅への居住が困難となった方に対して、市営住宅の空き室を一時的に貸し出します。 ただし、貸し出す部屋には家電、生活用品などはありません。また、団地の指定はできず、申込みから入居まで日数がかかります。 ※詳細は、住宅政策課にお問い合わせください。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・住民票	○問合せ、申込み先 住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1132 ○手続先 静岡市まちづくり公社 【葵区・駿河区】 054-221-1253 【清水区】 054-354-2238
---	------------	--	--

2-8.住居内の土石等の除去について

項目	内容	問合せ先
□ 障害物の除去	住居内や玄関等に運ばれた土石、竹木等により、日常生活を営むことができない状態にある場合に、これらの障害物を必要最小限度、市が業者に作業を依頼し、その費用を市が直接業者に支払います。 ※応急仮設住宅制度との併用利用はできません。 ◆対象者要件 1 住家が半壊以上または床上浸水の被害を受けた方 2 自らの資力では当該土石等を除去することができない方 ◆除去の対象場所 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所 ◆費用の限度額 1世帯あたり 143,900 円	建築総務課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1050

		(上記の金額を超える部分は自己負担となります。) ◆救助期間 災害発生の日から 1ヵ月以内	
--	--	--	--

2-9.災害ごみの処分

項目		内容	問合せ先
□	災害ごみの処分	令和7年台風第 15 号により発生した災害ごみの取り扱いにつきまして、収集業務課(054-221-1365)までお問い合わせください。 災害ごみの中で以下の1~3を全て満たす場合は、週2回の可燃ごみ収集日に集積所に出してください。 1 家庭から出たもの 2 燃えるごみに分類されるもの 3 少量(ごみ袋で 10 袋以内)のもの 上記に該当しない災害ごみは、戸別収集の依頼を受け付けますので、WEB又は電話でお申込みください。 災害ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、身分証明書及びり災証明書等をご提示ください。	○戸別収集に関すること 収集業務課(静岡庁舎新館 13 階) 054-221-1365 沼上収集センター 054-264-1900 清水収集センター 054-366-2751 WEB申込み  ○清掃工場への持込みについて 沼上清掃工場 054-262-4015 西ヶ谷清掃工場 054-296-0054 【清掃工場受入時間】 平日:8時 30 分~12 時、 13 時~16 時 土曜:8時 30 分~12 時

2-10. 生活必需品の給与又は貸与

項目	内容	問合せ先
□ 生活必需品の給与 又は貸与	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難となった方に対し、生活必需品を現物給与又は貸与します。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・被災により使用できなくなった物品の証明書類 (証明書類の例： ・被災により使用できなくなった物品の写真 ・被災により使用できなくなった物品のリスト 等) 被災により使用できなくなった物品の証明書類がなくても申請できますが、後日職員より被災時の状況についてヒアリングのため、お電話をさせていただきます。	産業政策課(清水庁舎5階) 054-354-2185

3 税金・保険料

3-1. 国民年金保険料の減免

項目		内容	問合せ先
□	国民年金保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・被災状況届(日本年金機構の指定様式) ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 ・保険金・損害賠償金等の支給金額を確認できる証明書の写し(保険金・損害賠償金等が支給される場合) ・委任状(本人以外が手続きする場合) ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。	【葵区】 保険年金課(葵区役所 1 階) 054-221-1065
			【駿河区】 保険年金課(駿河区役所 2 階) 054-287-8624
			【清水区】 保険年金課(清水区役所 1 階) 054-354-2134

3-2. 国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免

項目		内容	問合せ先
□	国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※お住いの区の窓口で手続きをお願いします。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※り災証明書などの書類は後日の提出でも可能です。	【葵区】 保険年金課(葵区役所 1 階) 054-221-1070
			【駿河区】 保険年金課(駿河区役所 2 階) 054-287-8621
			【清水区】 保険年金課(清水区役所 1 階) 054-354-2141

3-3. 後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免

項目		内容	問合せ先
□	後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書(写し可) ・身分証明書 など ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。 ※り災証明書などの書類は後日の提出でも可能です。	【葵区】 保険年金課(葵区役所 1 階) 054-221-1070
			【駿河区】 保険年金課(駿河区役所 2 階) 054-287-8612
			【清水区】 保険年金課(清水区役所 1 階) 054-354-2208

3-4. 介護保険料の減免

項目		内容	問合せ先
□	介護保険料の減免	減免申請の相談、受付を行います。 ※どの区の窓口でも手続きできます。 【手続きに必要なもの】 ・介護保険料減免申請書 (添付書類) ・り災証明書(写し可) ・保険金等の補填がある場合、その金額が分かる書類 ※添付書類は後日提出でも可	【葵 区】 高齢介護課(葵区役所2階) 054-221-1180
			【駿河区】 高齢介護課(駿河区役所2階) 054-287-8679
			【清水区】 高齢介護課(清水区役所1階) 054-354-2110

3-5. 市県民税の減免

項目		内容	問合せ先
□	市県民税の減免	市県民税の減免に関する相談を伺います。 災害により被害を受け、生活が困窮するため、市・県民税の納付が極めて困難と認められる場合、減免されることがあります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵 区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1041
			【駿河区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1542
			【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2072

3-6. 納税の相談

項目		内容	問合せ先
□	納税の相談	災害により被害等を受け、納税が難しい場合は、ご相談ください。	【葵 区】 納税課(静岡庁舎新館3階) 054-221-1035
			【駿河区】 納税課(静岡庁舎新館3階) 054-221-1531
			【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2092

3-7. 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免

項目	内容	問合せ先
□ 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免	固定資産税の減免に関する相談を伺います。 災害により被害を受け、その損害の程度により固定資産税が減免される場合があります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵 区】 固定資産税課 (静岡庁舎新館2階) 土地:054-221-1046 家屋:054-221-1047 償却資産:054-221-1048
		【駿河区】 固定資産税課 (静岡庁舎新館2階) 土地:054-221-1546 家屋:054-221-1547 償却資産:054-221-1048
		【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 土地:054-354-2080 家屋:054-354-2082 固定資産税課 償却資産:054-221-1048

3-8. 市県民税の雑損控除

項目	内容	問合せ先
□ 市県民税の雑損控除	個人が所有する資産(住家、家財等)に損害を受けた場合には、確定申告(又は市県民税申告)を行うことで、個人の市民税・県民税の軽減措置を受けられる場合があります。 ※詳細については市ホームページまたは問い合わせ先へご確認ください。	【葵 区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1041
		【駿河区】 市民税課(静岡庁舎新館2階) 054-221-1542
		【清水区】 清水市税事務所(清水庁舎2階) 054-354-2072

4 子ども・教育

4-1. 学用品の給与

項目		内容	問合せ先
□	学用品の給与	小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等に就学している児童・生徒（専門学校生、大学生等は対象外）について、災害により居住する建築物が著しい損害（全壊・半壊・床上浸水等）を受けた場合、学用品（教科書等）の給付が受けられる場合があります。ご相談ください。 【手続きに必要なもの】 ・り災証明書（写し可）	申請の詳細については、在籍する学校へお問い合わせください。

5 各種相談窓口

5-1. 災害ボランティア相談窓口

項目	内容	問合せ先
災害ボランティア関係窓口	浸水した家財の片づけや清掃等にボランティアの支援が必要な方は、静岡市社会福祉協議会の各区ボランティアセンターにて、ご相談をお受けしています。 お住まいの区の窓口にご連絡ください。 【受付時間】9時～17 時(平日のみ)	【葵区にお住まいの方】 054-249-3183
		【駿河区にお住まいの方】 054-291-5288
		【清水区にお住まいの方】 054-371-0290

5-2. 各種相談窓口

項目	内容	問合せ先
①市民相談	各区役所の市民相談室において、日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談に対応します。 複雑な相談内容や、専門家の助言が必要な場合には、「専門機関による特別相談」をご案内します。 ※専門機関による特別相談については予約が必要なものがあります。	葵区市民相談室 (葵区役所 1 階) 054-221-1053 駿河区市民相談室 (駿河区役所 3 階) 054-287-8698 清水区市民相談室 (清水区役所 4 階) 054-354-2036
②消費生活相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けます。 9時～16 時(平日)	静岡市消費生活センター 054-221-1056 (相談専用) 【静岡窓口】静岡庁舎1階 【清水窓口】清水庁舎4階
③弁護士による無料電話相談	法律問題に限らず、支援制度や生活の困りごとについて、電話相談を受け付けます。 担当の弁護士が折り返しの電話をして、相談に応じます。 受付:10 時～16 時(平日) ※12 時～13 時を除く	静岡県弁護士会 054-204-1999

④司法書士による無料相談 (司法書士総合相談センターしずおか)	○司法書士による無料電話相談 相談センターの司法書士が、直接電話で対応します。 【受付時間】14 時～16 時(月～金曜日)	静岡県司法書士会 無料電話相談 054-289-3704
	○司法書士による無料面談相談 電話にて無料面談日時の予約ができます。 【受付時間】9時～17 時(月～金曜日)	静岡県司法書士会 無料面談の予約 054-289-3700
⑤行政相談	国の仕事や手続等についての苦情・要望などを受け付け、必要に応じ、ご助言や関係行政機関への確認を行います。 受付:平日9時～16時45分 受付時間外は留守番電話対応	静岡行政監視行政相談センター (行政苦情 110 番) 0570-090110 又は 054-254-1100
⑥り災証明書の交付申請支援	被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。 受付:9時 30 分～16 時 30 分(平日)	静岡県行政書士会 054-254-3003